

令和5年

第34回

伊勢原市農業委員会総会議事録

開催日 令和5年12月25日(月)

伊勢原市農業委員会

第34回 伊勢原市農業委員会総会議事録

1 開催日時

令和5年12月25日（月） 午前9時50分から午前10時30分まで

2 開催場所

伊勢原市役所2階 2C会議室

3 委員在任定数 10名

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 杉本 和彦 | (6) 越水 一雄 |
| (2) 大木 克美 | (7) 三野 孝文 |
| (3) 重田 千秋 | (8) 麻生 伸一 |
| (4) 田中 光男 | (9) 市川 正美 |
| (5) 古屋 幸男 | (10) 鈴木 雅之 |

4 出席委員数

9名（その他、農地利用最適化推進委員11名出席）

5 欠席委員

越水 一雄

6 署名委員

大木 克美、 重田 千秋

7 議長

鈴木 雅之

8 事務局等職員出席者

- ・伊藤 陽一（事務局長）
- ・青木 優
- ・服部 孝喜

9 傍聴者

なし

10 審 議 内 容 (開会 午前9時50分)

- [事務局 長] 定刻となりましたので、只今より第34回伊勢原市農業委員会総会を開会いたします。本会議は、「伊勢原市審議会等の公開に関する要綱」の規定で公開することになっておりますが、本日、傍聴人の方はおりません。出席委員9名で、定足数に達していることを報告します。それでは、議長、議事の進行をお願いします。
- [議 長] それでは、只今から、第34回伊勢原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名委員は、2番・大木克美委員と3番・重田千秋委員の両名をお願いいたします。
それでは、議事に入ります。本日の審議事項は、報告5件、議案5件の計10件となっております。まず、報告より入ります。
- [議 長] 報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] この届け出は、相続等によって農地の権利を取得したときに届け出が必要となります。
議案書の1ページから4ページをご覧ください。内訳は、比々多地区で3件、高部屋地区で2件、成瀬地区で1件の届出を受理しています。
なお、いずれも第三者斡旋への斡旋の希望はありませんでした。以上です。
- [議 長] 事務局の説明が終わりました。相続により、所有権を取得した旨の届出が3件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。
- [議 長] 報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 市街化区域内にある農地について、自ら農地以外のものにするときは、農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出を農業委員会に行うこととされています。
お手元資料のとおり伊勢原地区の1件、成瀬地区の1件について、専決により届出を受理しましたので報告します。
届出内容について、補足いたします。

報告第2号の1については、昭和43年に駐車場に転用したものであり、農地法上の支障はないと考えられることから、追認することに支障はありません。

次に、報告第2号の2については、昭和54年に住宅敷地、進入路に転用したものであり、農地法上の支障はないと考えられることから、追認することに支障はありません。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。市街化区域内の農地転用の届出が2件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 市街化区域内にある農地について、土地の権利移動を伴って農地以外のものにするときは、農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出を農業委員会に行うこととされています。

お手元資料のとおり大田地区1件について、専決により届出を受理しましたので報告します。

届出内容について、補足します。

報告第3号の1については、一般個人住宅として転用を行うものです。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。市街化区域内権利移転の農地転用の届出が1件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 報告第4号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] この証明は、相続税納税猶予期間の3年ごとの証明です。大田地区で1件の申請がありました。

報告第4号の1、申請人は下平間にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和5年12月5日、対象農地の明細は8頁から9頁です。上平間字木之下に1筆、同字十五町に2筆、同字堤前に1筆、

下平間字中に4筆、同字向入に2筆、同字丸山に1筆、同字東下に3筆、同字谷原下に1筆、合計15筆、面積は10,103平方メートル。12月14日に事務局で現地調査を行い、水稻、玉葱、ほうれん草等の作付けを確認しています。12月15日付け専決処分で証明書を発行しました。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。引き続きが農業経営を行っている旨の証明願いが1件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 報告第5号、農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 賃貸借が行われている農地について、貸し手・借り手の合意で解約をする場合には、農地法第18条第6項の規定に基づく合意解約の通知を農業委員会に行うこととされています。

お手元資料のとおり大田地区の1件について、専決により通知を受理しましたので報告します。

通知内容について、補足いたします。

報告第5号の1については、農地法第3条の売買のため解約に至ったものです。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。農地法第18条第6項の規定による届出が1件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 農地の権利設定又は所有権移転をしようとする場合は、農業委員会の許可が必要です。今回、高部屋地区で3件、比々多地区で1件、大田地区で1件の申請がありました。

議案第1号の1、 図面番号は1番です。あわせて公図をご覧ください。

申請地は西富岡字高畑の1筆、同字外堀の3筆、同字長久保の1筆、

同字経西原の6筆、同字中島の5筆、同字長竹の1筆、合計17筆、面積は12,366.28平方メートルです。譲渡人は千葉県船橋市にお住いの方で、譲受人は西富岡に本拠地をかまえる農地所有適格法人で、約30アールの農地を借りて経営しています。経営規模拡大のため有償にて所有権を移転します。

12月19日に事務局と地区農業委員さんの合同で現地調査を行い、譲受人世帯が経営している他の農地については、オリーブの作付け、水稲の刈り込み跡が確認でき、適正に管理されていました。農機具の保有も確認しています。申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項各号該当事項はありませんでした。

次に、議案第1号の2、 図面番号は2番です。あわせて公図をご覧ください。

申請地は上粕屋字一ノ郷南の1筆、面積は783平方メートルです。譲渡人は上粕屋にお住いの方で、譲受人は同じく上粕屋にお住まいの方です。経営農地の効率化を図るため、1号の3の農地と交換を行います。なお、等積交換となるため、分筆を行い面積を合わせる予定です。

12月19日に事務局と地区農業委員さんの合同で現地調査を行い、譲受人が経営している他の農地については、草刈り等がされており、適正に管理されていました。農機具の保有も確認しています。申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項各号該当事項はありませんでした。

次に、議案第1号の3、 図面番号は3番です。あわせて公図をご覧ください。

申請地は上粕屋字一ノ郷南の1筆、面積は433平方メートルです。譲渡人は上粕屋にお住いの方で、譲受人は同じく上粕屋にお住まいの方です。

経営農地の効率化を図るため、1号の2の農地と交換を行います。

12月19日に事務局と地区農業委員さんの合同で現地調査を行い、譲受人が経営している他の農地については、草刈り等がされており、適正に管理されていました。農機具の保有も確認しています。申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項各号該当事項はありませんでした。

次に、議案第1号の4、 図面番号は4番です。あわせて公図をご覧ください。

申請地は串橋字境ノ町の1筆、面積は967平方メートルです。譲渡人は三ノ宮にお住いの方で、譲受人は同じく三ノ宮にお住まいの方です。経営規模拡大のため有償にて所有権を移転します。

12月14日に事務局と地区農業委員さんの合同で現地調査を行い、譲受人が経営している他の農地については、露地野菜が作付けや耕運管理もされ、適正に管理されていました。農機具の保有も確認しています。申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項各号該当事項はありませんでした。

次に、議案第1号の5、図面番号は5番です。あわせて公図をご覧ください。

申請地は小稲葉字三之樋の2筆、合計面積は974平方メートルです。譲渡人は小稲葉にお住いの方で、譲受人は同居の親族である息子さんです。経営移譲のため無償にて所有権を移転します。

12月15日に事務局と地区農業委員さんの合同で現地調査を行い、譲受人が経営している他の農地については、露地野菜や水稲の作付けに向けた耕運管理がされていました。農機具の保有も確認しています。申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項各号該当事項はありませんでした。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第1号の1につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 12月19日の事務局との会議、現地調査の後、12月24日大山地区の委員、大山地区の推進委員、高部屋地区の推進員4名で、現地調査をしました。

この会社はですねイタリアレストランとか、経営しております、その農地をどう活用するのか確認したところ、従業員5名でスタートして、オリーブ植栽や小麦粉を作って、レストランで使用する材料を調達したいということで、トラクターも新しく500万の新車のトラクターが購入済みです。そういうことで、意欲と経営的な心配はないと思いますので、許可が妥当と思います。

[議長] 議案第1号の2につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 1号の2と3のところを先にお話ししますと、同じく12月19日と12月24日で大山地区の委員、大山地区の推進員、高部屋の推進員合計4名で現地調査をしました。この土地はですね2の土地が、3の土地を踏み越えてあるので、等価交換で同じ所有者に全部まとまるように

考えて、等積交換で同じ面積になるように2人でお話して交換するものです。農機具も確認しており許可するのが適当と思います。

[議長] 議案第1号の4につきまして地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 内容等につきましては事務局の言われたとおりです。12月14日事務局と、さらには23日には地区委員で現地の確認をしております。この地番につきましては、農地パトロールで指摘がされた所でもございます。譲渡人、譲受人は、本家と分家の関係でございます。本家が分家に売るとような内容でございます。

本家の方で管理ができないという部分も踏まえまして、分家の方で面倒を見るような形でございます。買われる方につきましては、販売農家ではございませんが、農地の管理は良好でございます。串橋の一反の田を購入することによりまして、密集し、はるみの種をJAにこの分の種の購入予約をしておりますので、特段問題はないというふうに考えます。

[議長] 議案第1号の5につきまして地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 12月15日事務局と、12月22日に地区委員4名で現地を確認しております。

今回のこの案件ですけれども、事務局から説明もあった通り、母親から息子さんへの移転なので、実際に農作業を行っているのは息子さんなので、問題のない案件だと思います。

[議長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第1号の1について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第1号の1について、「原案のとおり許可とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第1号の1については、「原案のとおり許可する」ことといたします。

[議 長] 議案第1号の2について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第1号の2について、「原案のとおり許可とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第1号の2については、「原案のとおり許可する」ことといたします。

[議 長] 議案第1号の3について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第1号の3について、「原案のとおり許可とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第1号の3については、「原案のとおり許可する」ことといたします。

[議 長] 議案第1号の4について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第1号の4について、「原案のとおり許可とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第1号の4については、「原案のとおり許可する」ことといたします。

[議 長] 議案第1号の5について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第1号の5について、「原案のとおり許可とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第1号の5については、「原案のとおり許可する」ことといたします。

[議 長] 議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局から説明をお願いします。

[事 務 局] 農地を自ら農地以外のものにする場合について農業委員会の意見を求めます。今回は、1件の申請がありました。

冒頭で訂正をお願いいたします。議案書の備考欄の立地基準ですが、精査を行ったところ、第3種農地ということが判明しましたので、お手数ですが修正をお願いいたします。

議案第2号の1、図面番号は6番です。併せて、公図、土地利用計画図をご覧ください。

申請地は小稲葉字宮ノ前の3筆、合計面積1,871平方メートル、を貸駐車場として転用するものです。

申請人は、小稲葉にお住まいの方です。

申請理由は、近くの事業所から駐車場の要望があり土地所有者の費用で駐車場を整備して貸し出すものです。12台分の駐車場として転用します。

申請地の立地基準は、宅地や雑種地により分断され、一団の農地の広がり30アール未満であることから第3種農地と判断されます。

一般基準及び個別基準については、敷地内は碎石を敷き、北側・東側は法面処理、西側へは境界ブロック及びフェンスの設置、南側は境界ブロックを設置し、土砂等の流失を防ぎます。また、雨水は敷地内に地下

雨水浸透槽を設置し、オーバーフロー分を前面道路側溝へ放流します。計画としては、隣接地への被害防除及び資金計画も適切であると判断されます。なお、伊勢原市地域まちづくり推進条例は手続き中です。

12月20日県担当者の現地調査を受け、現時点特に指摘事項はなく、手続き終了後、県知事に副申します。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第2号の1につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 12月6日に業者からの説明がありまして、12月22日、地区委員4名で現地の方を一応確認しております。

この土地ですが、周りが全て宅地とか、もう既に転用された土地になりまして、ちょっと面積がありますけども、ここが駐車場になったことによって、周りの農地に悪影響を及ぼすとかいう状態ではないと思われまますので、今回これは問題ないと思われまます。

[議長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第2号の1について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第2号の1について、「原案のとおり許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第2号の1については、「原案のとおり許可相当とする」ことといたします。

[議長] 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について事務局から説明をお願いいたします。

[事務局] 農地を農地以外のものにし、権利の設定または移転をする場合、農業委員会および保険者である神奈川県知事に腐心する必要があります。

お手元の資料の通り1件の申請がございましたのでご審議をお願いいたします。

議案第3号の1、図面番号は7番です。併せて公図、土地利用計画図をご覧ください。

申請地においては、現在、里芋、じゃがいもや葉物野菜等が栽培されていますが、元々、水田地帯であったことから滞水被害が生じ、かつ、長年の耕作や土砂流失による栄養分の少ない土壌となっているため、作物の品質や収穫量に影響がでています。

転用目的は、これらの状況を改善し、作物の品質向上及び収穫量の増加を図るための農地造成であり、当目的は適当と判断されます。

事業計画については、市内高森の宅地造成から発生した土砂2,914立方メートルを小学生の通学等を考慮し交通誘導員配置の上、1日平均4往復、約180日かけて運搬。平均1.1メートルを盛土し、転用期間内に農地に復元して土地所有者に返すこととしており、必要な資力含め適当であると判断されます。

被害防除については、1点目に、敷地境を29度以下の法面勾配にするとともに30センチメートルの離れやU字溝を設置することにより、土砂や雨水が隣地に流出しないように対策。2点目に、事業地に隣接した宅地の建物への影響を配慮して、工事に入る前と終わった後には、建物調査を実施し、かつ、沼目一丁目292番の農地に鉄板を敷き、振動を極力抑える対策を行うこととしております。

これらのことから、被害防除においても周辺の農地等へ十分配慮した対策であると判断できます。

なお、当事業の実施に必要な道路法や市の埋立て条例に基づく手続きも漏れなく進めております。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。議案第3号の1につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 12月5日に業者の方の説明を受けました。そして12月22日に農委員と推進委員で現場を確認いたしました。事務局の説明のとおりで、特に問題はないのではないかと思います。

[議 長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第3号の1について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第3号の1について、「原案のとおり許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第3号の1については、「原案のとおり許可相当とする」ことといたします。

[議長] 議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について事務局から説明をお願いいたします。

[事務局] 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、農業経営基盤強化促進法第19条の規定による地域計画を定め、公告する前においては、最長で令和7年3月31日までの間、なお従前の例により新たに農用地利用集積計画を定めることができます。

このことから、同意市町村である伊勢原市が新たに農用地利用集積計画を定める場合は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、「農業委員会の決定」が必要です。

お手元資料にあります更新の申出1件、新規設定の申出3件の計4件の申出について、順に説明申し上げますので御審議をお願いします。

なお、これらについて決定いただける場合は、利用権始期が、議案第4号の1の更新の申出においては令和6年5月1日、議案第4号の2から4までの新規設定の申出においては令和6年1月1日となります。

まず、議案第4号の1、成瀬地区、下糟屋字上砂田の4筆、大田地区、沼目字砂田の1筆、計1,429平方メートルの使用貸借については、令和6年4月30日に利用権の満期を迎えることから更新の申出となります。

次に、議案第4号の2、成瀬地区、東富岡字中田の3筆、計2,210平方メートルの使用貸借の受け手となる者は、約55アールの規模を耕作している農業者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

次に、議案第4号の3、大田地区、下平間字谷原の1筆、585平方メートルの貸借の受け手となる者は、市内では約20アールの規模を耕作している平塚市の認定新規就農者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

次に、議案第4号の4、大田地区、小稲葉字鎗田の1筆、912平方メートルの使用貸借の受け手となる農地所有適格法人は、約455アールの規模を耕作している認定農業者が水稻部門を法人化させたものであ

るとともに、認定農業者、かつ、人・農地プランに位置付けられた中心経営体であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりましたので、審議に入ります。議案第4号について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第4号について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第4号については、「原案のとおり認める」ことといたします。

[議 長] 議案第5号農用地利用最適化推進委員の辞任について事務局から説明をお願いいたします。

[事 務 局] 本議案につきましては、本年8月から体調不良により療養中でございます議席番号14番の小澤光孝委員から、令和5年11月20日付けで、一身上の都合により、11月30日をもって辞任したい旨の辞任届が提出されましたので、農業委員会に関する法律第23条の規定に基づき、本会の同意を求めるものでございます。以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

[議 長] 事務局の説明が終わりましたので、審議に入ります。議案第5号について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第5号について、同意する委員の挙手を求めます。

[議 長] 挙手全員。よって、議案第5号については、「辞任することに同意する」ことといたします。

[議 長] 以上をもちまして、第34回伊勢原市農業委員会総会を閉会といたします。お疲れ様でした。

【午前10時30分 終了】

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____